

米女性「尊厳死」

日本では自殺幫助恐れ

厚生労働省 苦痛緩和ケアを強調

脳腫瘍で余命わずかと言われ「尊厳死」すると予告していた米国の女性、ブリトニー・メイナードさん(29)が、医師から処方された薬剤を服用して亡くなった。

日本では患者の意思に基づき延命治療を施さないケースはあるが、今回のようなケースは別次元の問題として捉えられており、患者を死なせる目的で医師が薬剤を投与したり、処方した

りすると殺人や自殺幫助罪に問われる恐れがある。

神奈川県東海大病院で平成3年、医師が末期がん患者に塩化カリウムなどを注射して死なせた「東海大安楽死事件」では、医師が殺人罪で起訴され、7年に執行猶予付きの有罪判決が確定した。

横浜地裁判決は①耐え難い肉体的苦痛がある②死期が迫っている—など医師による「安楽死」が認められ

る4要件を示し、議論を呼んだ。

川崎市で10年に起きた川崎協同病院事件では、患者の気管内チューブを抜き、筋弛緩剤を投与した医師が殺人罪に問われ、21年に最高裁で有罪が確定している。

厚生労働省は19年に終末期医療の指針を策定したが、「肉体的苦痛を緩和する重要性を強調し、緩和ケアを充実させること」が何

よりも必要」との立場から、医師が薬剤の投与などで患者の余命を短縮させる

行為を指針の対象外とした。
(1面参照)